

本人宛の謝罪文確認で警察要請する異常管理者 最高裁判決を遵守しない会社こそ警告だ！

12月20日、JR東海会社は本部木下業務部長に対して、警告書を一方的に読み上げ手渡そうとしました。しかし警告されるいわれもないので、当然受け取りをお断りしました。

警告書の趣旨は

- ① 掲示確認は、労使の窓口で確認をとるようにルール化していたにもかかわらず、直接職場に出向いたのは遺憾である。
- ② 職場の掲示の写真撮影についても確認をとり、一回限りといっていたのに複数回撮ったのは遺憾である。
- ③ 以上のことから労使の信義に違反する。…とのことだそうです。

ところで、労使の窓口では、職場の掲示の確認方まで申し出るとはなっていません。本部萩原委員長は、東二運中村総務科長に対して「私宛の最高裁の決定に基づいた謝罪掲示であるので、労使の窓口ということではなく、掲出責任者である現場長の許可をもらいたいのですが」と職場における手続きを総務科に申し出ました。中村総務科長は「見せません。労使の窓口を通してください」の一点張りで、一方的に退去通告をし、あろうことか警察の出動要請を行うという非常識な行動をとったのです。皆さん！本人宛ての謝罪掲示を見せてくださいということが、警察を要請するようなことですか？

会社は、職場の掲示確認に「ルール化していた」とウソをつき、問題化しようとしています。会社の行った異常な行動は、まさに、最高裁が認めた「不当労働行為」の事実を絶対に認めないということであり、最高裁判決を遵守しないという犯罪の上塗りです。

会社は私たちに警告する前に最高裁判決を遵守せよ！ 私たちは会社に強く警告する！！

何が警告書だ！会社こそルールを守れ